

丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月30日

兵庫県丹波篠山市長

酒井隆明

丹波篠山市条例第44号

丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(丹波篠山市立幼稚園設置条例の一部改正)

第1条 丹波篠山市立幼稚園設置条例（平成11年篠山市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「丹波篠山市立篠山幼稚園」を「丹波篠山市立ささやま幼稚園」に改め、同表丹波篠山市立たまみず幼稚園の項及び丹波篠山市立岡野幼稚園の項を削る。

(丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例（平成21年篠山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表こどものおしろの項中「篠山幼稚園、たまみず幼稚園及び岡野幼稚園」を「ささやま幼稚園」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。